

令和3年度 南砺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達の対象とする障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な次の施設とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター

4 令和2年度実績

区分	令和2年度目標額	令和2年度実績額	達成率
物品	5千円	877千円	17,540.0%
役務	517千円	759千円	146.8%
計	522千円	1,636千円	313.4%

5 令和3年度目標

令和3年度に本市が達成すべき調達の目標値は、下記のとおりとする。

（前年度実績額の概ね10%以上）

区分	内容	目標額
物品	給食食材、計画書印刷製本等	965千円
役務	文書封入れ、シール貼り、物品包装、点字打刻、草刈り等	835千円
	計	1,800千円

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に市ホームページ等で公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、地域包括医療ケア部福祉課とする。